平成２２年（フ）第２０１号
札幌市北区新川２条３丁目５番34号　田中マンション103号
債務者　林田　流花
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
北海道稚内市港４丁目７番25号
債務者　加嶋　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第７号
盛岡市西仙北２丁目19番24号　パークサイドスズキＤ―203号
債務者　黄川田岳志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１号
盛岡市津志田中央２丁目16番25号　コーポサトウ201号
債務者　藤原真由美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８５号
岩手県花巻市大畑第11地割２番地４
債務者　畠山千佐美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９５号
岩手県花巻市石鳥谷町西中島第１地割３番地15
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１００号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地30
債務者　熊谷　光雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０１号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地30
債務者　熊谷真由美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０６号
盛岡市津志田中央１丁目４番８号　タウンハウスヨシダＢ―201号
債務者　野中麻美子（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字白石14番地２
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山325番地10
債務者　菊池ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２９号
盛岡市東中野字立石105番地１
債務者　石川　真理
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７号
埼玉県吉川市栄町834番地２　Ａ―802号
債務者　神山享克こと　姜　　享克
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
埼玉県草加市遊馬町716番地旭鋼管社宅102号
債務者　武田マルティンこと　タケダ　モリモト　マルティン　ジュリアン
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目３番地11
債務者　小林ゆき子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目３番地11
債務者　小林　太志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根867番地１　コーポヤシオ202号、前住所埼玉県草加市小山２丁目11番28号
債務者　本谷　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
埼玉県草加市新善町170番地
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係